

令和 8 年度事業計画書

自 令和 8 年 4 月 1 日

至 令和 9 年 3 月 31 日

一般社団法人 公営交通事業協会

公営交通事業は、地域における住民生活及び経済活動を支える重要な交通機関として、安全・快適な交通サービスを提供するとともに、都市計画、福祉・環境、教育等の一般行政と連携した事業運営により、地域住民の福祉の増進を担っている。

令和 8 年度においては、自主事業である研修事業や表彰事業について、令和 7 年度と同等の事業を実施するとともに、物価高騰による諸経費の増嵩に注意しつつ、引き続き、効率的な事業運営に努める。

1 調査・研究の実施

会員都市の協力を得て、公営交通事業に関する次の事項について調査を行い、要望書の作成、会報「公営交通」及び事業要覧等への掲載により共有を図る。

- (1) 令和 9 年度政府施策に関する要望について
- (2) 令和 8 年度国の予算及び補助制度等について
- (3) 令和 9 年度国の概算要求等の状況について
- (4) 令和 7 年度公営交通事業の決算状況について
- (5) 公営交通事業の事業概要及び経営計画について
- (6) 運賃及び乗車券の現況について
- (7) バスの低公害車の導入状況について
- (8) ドライブレコーダーの導入状況について
- (9) バスロケーションシステムの導入状況について
- (10) バスの走行環境改善状況について
- (11) 移動円滑化達成状況について
- (12) 車いす等への対応状況について
- (13) 地下鉄駅のホームドア設置状況について
- (14) その他、必要に応じ、課題となった事案に係る会員の状況について

2 令和 9 年度政府施策に関する要望活動

公営交通事業の経営の健全化、安定化を図り、住民の利便性の向上・福祉の増進に資するため、国の予算概算要求の前等に、関係省及び関係国会議員に対して要望活動を行う。

3 研修事業

公営交通事業における省エネルギー対策、安全運行の確保等の諸課題に対応したテーマについて、下記の研修を実施し、職員の資質の向上と意識改革を図るとともに職員相互の情報交換に資する。

(1) 省エネルギー運転（エコドライブ）等研修

省エネルギー運転及び安全運転の知識と技能を実践的に習得するとともに、コスト意識の向上を図る。

(2) 運行管理者研修

バス事業の安全対策、運行管理及びドライブレコーダーの活用などの重要性を実践的に習得して、運行管理体制の充実強化を図る。

4 広報事業

公営交通の広報事業については、(一財)日本宝くじ協会の社会貢献広報事業に係る助成金を得て実施し、令和8年度においても、下記の3事業を対象として、公営交通及び宝くじの広報宣伝を積極的に行う。

(基数は申請数)

(1) モデル・バス停留所施設(上屋)の設置事業

助成対象数量 上屋 9基

(2) モデル・バス停留所施設(標識)の設置事業

助成対象数量 ソーラー照明付標識 5基

(3) 広報ポスターの制作・配布事業

「環境に優しい公営交通広報ポスター」を作成

助成対象数量 約 20,800 枚

5 情報の収集・連絡・公開及び資料の作成

会員都市の御協力をいただき、より多くの正確な情報の提供に努める。

(1) 会報「公営交通」(原則毎月1回発行)について

公営交通事業の円滑な運営に資する国及び各都市の情報の収集・提供に努め、その内容の充実を図る。

(2) 「公営交通事業協会通報」(随時)について

国が発表する公営交通事業に関する資料等を迅速に収集し、連絡・通知する。

(3) 「公営交通事業決算調」について

会員都市の御協力を得て、決算状況を迅速に集計し、速やかに情報提供する。

(4) 「公営交通事業要覧」について

会員都市の事業概要、国の補助制度等に係る最新の状況を集録した要覧を作成する。

(5) 「情報交換連絡会」の開催

会員各都市の共通課題や情報をタイムリーに共有し、会員相互の発展に役立てるため、適宜 Zoom を活用した情報交換連絡会を開催する。

(6) 「ホームページ」について

協会の実施事業（会報、公営事交通事業決算調、公営交通事業要覧など）等に係る情報を PDF 化により提供するとともに、各会員都市の公営交通事業の積極的な PR に努める。

6 保険事業

地下鉄事業または路面電車事業等を経営する正会員及び特別会員並びに交通事業を経営する賛助会員を対象とした下記の保険制度について、団体保険制度等のメリットを生かして実施する。

(1) 公営交通事業者等団体鉄道賠償責任保険

加入団体数 会員都市 10 都市、特別会員 1 社、賛助会員 13 社

(2) 公営地下鉄土木構造物保険

加入団体数 会員都市 5 都市

7 表彰事業

(1) 公営交通事業及び特別会員の経営する交通事業に従事する職員を対象に永年無事故者、永年勤続者及び発明考案者等について、当協会表彰規程に基づき協会会長表彰を行う。

(2) 国土交通大臣表彰（鉄道関係功労者）の対象となる現業職員の推薦を行う。

(3) 国土交通大臣表彰（鉄道関係功労者及び自動車関係功労者）受賞者に対して協会会長より記念品を贈呈する。

8 国及び関係団体との連携及び協力

関係府省が行う委員会等への参画、関係府省からの通知の連絡等に協力する。

また、公営交通事業に関連する団体が行う事業の推進や業務の遂行に協力する。

